

「熊本地震を受けての災害対策」について

今回の一連の地震では、震度7が2回観測され、本震と余震が入れ替わるなど、観測史上初めてのケースであったと言われていています。また、余震が相次ぎ、家屋の倒壊や土砂崩れなど甚大な被害が発生しました。

熊本地震を受けて、東南海地震や首都直下型地震など、巨大地震に対する関心が高まっています。この機会に、我孫子市の防災対策についてお尋ねします。

質問1. 避難所について

ア. 指定避難所と収容人数、避難所開設の判断とプロセスをお尋ねします。

熊本地震では、発災後、震度7を観測した益城町の役所前に、多くの避難者が集まり、頻発する地震の中、ブルーシートの上で身を寄せ合って一夜を過ごしていました。テレビでその映像を見た皆さんから、避難所についての心配の声があがっています。

市の地域防災計画では、家屋の倒壊等により居住が困難な被災者のために避難所を開設することになっていますが、先ず、市の指定避難所と収容人数をお聞かせください。

また、避難所開設の判断は、いつ、だれが、どのような手続きで行うのか、開設が決まった後、どのようなプロセスを経て避難所が開設されるのか、お聞かせください。

再質問1. 今、ご答弁いただいた収容人数(29,008人)は、避難者一人あたりの専有面積が 1.65m^2 (畳1畳にあたる)の消防庁基準を適用して計算されています。しかし、千葉県の基準は 2m^2 となっています。

何故、千葉県の基準ではなく、消防庁の基準を適用したのですか？

再質問2. 避難者のことを第1に考えれば、一人当たりの専有面積を狭い基準に合わせることはないと思います。

また、避難所に敷く一人用のダンボールの面積は、千葉県の基準である 2m^2 を適用していますから、現在、各避難所で見込んでいる収容人数分のダンボールは敷けないこととなります。

災害対策基本法の第42条では、防災計画は「防災会議において毎年計画に検討を加えなければならない」ことになっています。是非、千葉県の基準に見直していただきたいと思いますが？

再質問3. 市の地域防災計画では、人口の20%、2万6600人を避難者として想定しています。しかし、一人当たりの専有面積を千葉県の基準で計算してみると、およそ5,100人収容できないこととなります。

避難者一人当たりの専有面積の基準の見直すと共に、指定避難所を増やすことも検討すべきだと思いますが？

イ. 収容人数をオーバーした場合の対応策

我孫子市の地震対策計画は、マグニチュード6.9の直下型地震を前提とし、過去に発生した同程度の地震から被害想定し避難者を見込んでいます。

しかし、避難者が指定避難所の収容人数をオーバーした場合、どのように対応することになっているのでしょうか、また、どこで対応策を検討するのか、お聞かせください。

再質問1. 最近、想定外の地震が続いていますから、避難者が収容人数をオーバーする場合の対応も考えておく必要があります。

現在、指定避難所は26箇所ですが、まだ指定されていない大学や市内の未使用社宅、民間企業の研修所、URの空き部屋、大型マンションのコミュニティ施設など、一時的に避難所として使用させていただくことを検討すべきではないでしょうか？

ウ. 車中泊での避難生活

今回の熊本地震では、車中泊での避難生活が目立ちました。震源地の益城町では、一時、数千人が車中泊をしていたといわれています。

車中泊をする理由として、他人に気を使わなくてもよいことやすぐに逃げられること、避難所は余震で破損する恐れがあることなどが挙げられていますが、問題点もクローズアップされました。

今回、車中泊をした人の中で、50人以上の人がエコノミークラス症候群（静脈血栓塞栓症）を発症し死亡者もでてしまいました。

今後、災害時の車中泊の増加が予想されますが、市としての見解をお聞かせください。

再質問1. 車中泊は認めないと言うだけでは、減らないと思います。車中泊を減らすためには、十分な収容人数を確保するとともに、避難所であまり気を使わなくてもすむように、避難所の環境を整えることが必要だと思います。

トイレの近い高齢者には、トイレの近くに避難スペースを設ける、また、授乳スペースの設置や女性の着替えスペースの確保などは最低限必要だと思います。

規制だけでなく、車中泊を減らす努力が必要だと思えますが？

再質問 2. それから、避難所で避難する人は、避難者収容記録簿や避難者名簿で把握できますが、車中泊など、避難所以外で避難している人を、どのように把握するのか？

エ. 自主防災組織や自治会の事前準備

避難所開設・運営マニュアルには、避難所開設からの実施事項が詳細に書かれています。しかし、実際に災害が起これば大混乱が予想されます。

そのため、運営マニュアルには、災害が起こる前に、自主防災組織や自治会がやっておくことを事前準備として挙げています。

安否の確認方法や避難誘導體制を作っておくこと。避難誘導経路を決めておくこと。資器材の確認や避難所運営委員会の人選をしておくこと。教室の利用方法の協議をしておくことなどです。自治会や自主防災組織での事前準備の取り組み状況をお聞かせください。

また、地域によって組織がないところや組織はあっても実際の活動をしていないところなど、大きな差がありますが、できるところから事前準備を進めるよう、市として働きかけや支援をすることが必要だと思えます。事前準備についてのお考えをお聞かせください。

再質問 1. 事前準備をする場合、同じ避難所を使う自治会が集まって協議しなければなりません。最初の呼びかけを市にお願いしたいとの声が多数聞かれます。事前準備を進めるために、市には自治会同士の協議の場を設定し、きっかけ作りをしていただきたいと思えますが？

再質問 2. 安否確認の方法を決めておくことも事前準備ですが、これまで課題となっていた災害時要援護者の名簿が作成されたことは大きな前進だと評価しています。今後、この名簿をどのように活用していくのか、お聞かせください。

再質問 3. 市は名簿を渡して丸投げするという声も聞かれますから、名簿を渡す際には、安否確認体制を構築しやすいように、研修会の開催や事例紹介をして、自治会をフォローしていただきたいと思えますが？

質問 2. 生活救援体制の整備として

ア. 給水量の確保について

市の計画では、災害発生から3日間は、被災者の生命維持に必要な水を一人一日3リット、4日目以降は、生活用水も加えて一人一日20リットル確保することになっています。

これらの水源確保のために、小学校13校の受水槽への応急給水栓の設置は完了していますが、中学校への設置はまだされていません。今後の設置予定をお聞かせください。

また、耐震性貯水槽については、市の東部地区にある気象台記念公園に整備を完了しました。西部地区の整備予定をお聞かせください。

併せて、災害用協力井戸の協定締結状況をお聞かせください。

イ. 食料の備蓄

我孫子市の食料の備蓄目標の考え方は、人口13万5千人の20%、2万7千人を被災者として設定し、災害当初の3日間は救援がないものとし、9食分を備蓄で充当し、備蓄の9食分のうち、2分の1を流通備蓄、残りの2分の1を市の備蓄で供給するというものです。まず、市の備蓄状況をお聞かせください。

次に、現在、市が考えている流通備蓄についてお尋ねします。災害時に、被災した自治体から一斉に要望があり、必要なものが手に入らなくなる可能性はないのでしょうか？

ウ. 生活物資の備蓄について流通在庫備蓄方式の提案

仙台市では、平成22年から、おむつや生理用ナプキン、おしりふき等の生活物資の備蓄のために、流通在庫備蓄という方式を導入しています。

この方式は、購入した備蓄物資を企業の流通ルートに乗せることにより、企業の倉庫へ保管していただくというものです。

メリットとしては、災害時に確実に必要なものを手に入れることができ、また、備蓄物資を購入した後は、毎年、保管委託料のみを事業者を支払うだけで、備蓄の更新に伴う財政的な負担を削減することができます。さらに、保管場所も必要ありません。

流通在庫備蓄方式の導入を検討してはいかがでしょうか？

質問3. トイレについて

災害時に最も困るのはトイレだと言われています。停電や断水で戸建て住宅や避難所のトイレが使用できない場合の対応策としての仮設トイレの備蓄状況やマンホールトイレの活用方法など、お聞かせください。

質問4. 住宅の耐震化について

熊本地震では、4月14日に発生した前震がマグニチュード6.5、16日の本震がマグニチュード7.3と巨大地震が相次いだことで、住宅に甚大な被害ができました。

中には昭和56年の新耐震基準以降の建物の倒壊もありましたが、ほとんどは旧耐震基準で建てられもので、住宅の耐震化の重要性が再び指摘されています。

そこで、住宅の耐震化について、

ア. 耐震化率達成状況と次期計画の耐震化率の目標

平成20年度から27年度を計画期間とする耐震改修促進計画は昨年終了しました。目標とした耐震化率90%は達成できず、86.16%にとどまったということですが、計画期間中に東日本大震災があったことを考えれば、住宅の耐震化に対する関心は強かったのではないかと思います。なぜ、目標が達成できなかったのか、お考えをお聞かせください。

また、次期計画における耐震化率の目標もお聞かせください。

再質問1. “喉元過ぎれば熱さ忘れる”という人間の習性ゆえに、目標が達成できなかったということですが、今年度中に策定する次期計画では、それを踏まえて、耐震改修の必要性を意識していただくための方策を何かお考えですか？

再質問2. 耐震化は大変重要なことです。

“津波てんでんこ”の防災教育のように、防災訓練などの際、市民安全課と連携し、繰り返し耐震化の重要性を意識してもらおう取組みが大切だと思いますが？

イ. 市の耐震化助成制度の周知徹底

我孫子市には、耐震化を促進するために木造住宅の耐震診断や耐震改修工事に対する助成制度があり、木造住宅の耐震診断には5万円、耐震改修工事には

50万円を上限とする助成が受けられます。

しかし、この助成制度を知らない市民の方が多いように思います。現在、この制度の情報提供はどのように行っているのでしょうか。

また、旧耐震基準の木造住宅にお住まいの方は高齢者が多いように思いますが、高齢者に届くような情報発信を行っているのでしょうか。

高齢者なんでも相談室やきらめきデイサービスなど、高齢者が出入りする場所を利用して情報発信することも必要ではないでしょうか。

耐震化助成制度の周知徹底について、お考えをお聞かせください。

災害の犠牲者になりやすいのは高齢者です。高齢者にも届くような情報発信を心がけていただきたいと思います。

また、今回の熊本地震の教訓を生かし、防災計画やマニュアルを見直し、現場に即して、きめ細かな落とし込みをして、災害時にマニュアルが机上の空論にならないようお願いしたいと思います。

手賀沼終末処理場に保管されている指定廃棄物について

今年も梅雨の季節となりました。梅雨が終われば台風シーズンもやってきます。温暖化の影響で、最近、気候が大変荒々しくなり、ゲリラ豪雨や巨大台風、突風なども珍しいものではなくなりました。

昨年9月には、大雨で福島県飯館村の河川が氾濫し、除染で出た土や枯れ草などを入れたフレコンパックが流出してしまいました。

自然災害はいつ起こるかわかりません。手賀沼終末処理場に保管されている固化されていない指定廃棄物が心配です。課題となっている安全対策を早急に進める必要があります。

質問1. 焼却灰を管理棟建屋内に移設する安全対策

保管の安全対策として、テント倉庫に保管されているフレコンパックを管理棟の建屋内に移設するために、建屋内のフレコンパックを2段済みにして空きスペースを広げる作業が行われていましたが、その作業は終了したと伺いました。

移設作業はいつから開始されるのでしょうか？ また、どのくらいの量が移設できるのかお聞かせください。

再質問1. 県は、2段積み作業は移設のためではないと言いはじめているようですが、2段積み作業を始めたのは、管理棟建屋に汚泥焼却灰を移設してほしいという連絡協議会の要望を受けてのことだと認識していました。これまでの経緯からみても、移設を前提に作業を行ったことは明らかだと考えます。県の主張に対する我孫子市と連絡協議会の見解をお聞かせください。

再質問2. 今頃になって、2段積み作業は移設のためではないと言われると、その都度、県に確認していく必要性を感じますが、県が2段済みの作業を開始した時、何のために2段済みにするのか、確認しなかったのですか？

再質問3. 当然、移設のためだと考えていたわけですから、確認していないのは致し方ないと思いますが、このような事態を受けて、市は今後どのような対策をお考えなのか、お聞かせください。

再質問4. 移設量については、以前、2段済みの作業終了後、できるだけ早く県に確認するとご答弁をいただいておりますが、確認したのでしょうか？

質問 2. 手賀沼流域下水道事業連絡協議会から県への要望書

連絡協議会は5月25日の総会后、臨時協議会を開催し、我孫子市が提案した県への要望書提出を決定しました。

要望項目は、1. テント倉庫に保管されている汚泥焼却灰を、可能な限り建屋内に移設すること。2. 建屋内に移設できない汚泥焼却灰は、堅牢な構造物で保管すること。3. 費用は国もしくは東京電力株式会社に請求することの3点です。

この要望書は、決定後どのように取り扱われたのでしょうか。また、今後どのように取り扱われるのでしょうか、お聞かせください。

再質問 1. 県への要望項目として挙げている堅牢な構造物での保管については、我孫子市として国に対しても要望していくことになっていたと思いますが、進捗状況をお聞かせください。

質問 3. 指定廃棄物の指定解除について

ア. パブリックコメントに対する市の意見と国の考え方

環境省は、4月28日、特措法施行規則の一部を改正する省令により、指定廃棄物の放射性セシウム濃度が8000ベクレル超えの基準を下回った場合は、指定を解除し一般ごみと同様の処分を認める新ルールを正式に決定しました。

また、今回の改正の直前に、省令案に対するパブリックコメントを実施しましたが、我孫子市は4月15日に意見を提出しています。

我孫子市が提出した意見の概要とそれに対する国の考え方をお示しください。続けて、

イ. 環境省職員の我孫子市訪問について

新ルールが決定した2週間後の5月13日、環境省職員が我孫子市を訪れたと伺いました。来庁の目的、お話の内容、市の対応等、お聞かせください。

再質問 1. 環境省の職員から、指定廃棄物の総量を削減するために、指定の解除を進めていきたいという発言はなかったのですか？

ウ. 指定廃棄物の指定解除の仕組み

環境省は、特措法施行規則の一部を改正する省令により、これまで規定されていなかった指定廃棄物の指定解除の要件、手続きを整備しました。指定解除の仕組みについて説明してください。

続けて、

エ. 手賀沼終末処理場の指定廃棄物の指定を解除する場合の要件

手賀沼終末処理場には、今でも我孫子市を含む流域7市の指定廃棄物である下水道汚泥焼却灰が保管されています。今回、新たに規定された指定廃棄物の指定解除の仕組みによれば、手賀沼終末処理場の指定廃棄物の指定を解除する場合、環境大臣は地元の要望に応じて8000ベクレル以下となっていることを測定し確認する。或いは、一時保管者が、8000ベクレル以下となっていることを自ら確認し、解除を申し出ることにも可となっていますが、後者の場合の一時保管者とは誰を指すのでしょうか。

また、一時保管者は、地元の要望なしに自ら測定・確認し、解除を申し出ることができるのでしょうか。

再質問1. 一時保管者は県だということですが、県が地元の要望なしに自ら測定・確認し、かつてに解除を申し出ることがないように、事前にしっかりと県に申し入れておく必要があると思います。市のお考えをお聞かせください。

オ. 指定解除に伴う問題点についての市の認識と指定解除についての市の見解

手賀沼終末処理場に保管されている指定廃棄物の指定が解除されれば、特措法に基づき、最終処分場で国が責任を持って保管することはなくなり、廃棄物処理法上の一般廃棄物として自治体の責任の下に必要な保管・処理を行うこととなります。

また、放射能の減衰によって8000ベクレル以下となっても、すぐに民間業者が引き取るレベルまで放射線量が低減するとは考えられません。その結果、最終的な処理先が見つからず、手賀沼終末処理場に保管され続けることになりかねません。

仮に引き受ける事業者がいたとしても、放射線量の高いまま一般廃棄物として保管・処理してもらうことは、高濃度の放射性物質を含んだ焼却灰を全国に拡散することになり、大変、大きな問題となります。

さらに、指定廃棄物でなくなれば、現在要望している堅牢な建屋での保管の要求もできなくなるなど、指定解除に伴い、いろいろな問題が起こってきます。現時点での指定解除はすべきでないと考えます。

指定解除に伴う問題点についての市の認識と指定解除についての市の見解をお聞かせください。

再質問1. 安易に解除に同意することはないと思いますが、解除の話があった

場合には、必ず、議会に知らせ協議をするようお願いしたいと思いますが？

最近、8000 ベクレルを下回った除染土壌を、道路や防波堤などの公共事業に再利用するという国の方針が出され、全国的に反対運動が起こっています。

解除の問題は、慎重にも慎重を期して対応するよう強く要望して質問を終わります。

※再質問は、市の回答を受けて再び質問したものです。